

裾野市広報広告媒体貸与要領

(目的)

第1条 市の広報広告媒体(以下「広告媒体」という。)の一部を広告代理店等(以下「代理店」といいう。)へ貸与することに関して、裾野市広告掲載要綱(以下「要綱」という。)、裾野市広告掲載基準(以下「掲載基準」という。)及び裾野市ウェブ広告技術基準(以下「技術基準」という。)に定めるもののほか必要な事項を定め、広告事業による問題の未然防止のため、広告主や広告内容についての厳格な審査に代理店の専門ノウハウを活用し、市民、行政、広告主にとってより効果的・効率的に広告媒体への広告掲載を図ることを目的とする。

(広告媒体の貸与)

第2条 次に掲げる広告媒体の一部を代理店に一括貸与するものとする。また、貸与期間は1年間とし、年度内に発行又は掲載、掲示されるものとする。

- (1) 広報紙
- (2) 市政カレンダー
- (3) ウェブページ
- (4) その他市長が認めるもの

2 広告掲載について疑義が生じたときには、要綱に基づき広告審査委員会を開催する。

(広告媒体使用の申込)

第3条 広告媒体の使用を希望する代理店は、広報広告媒体使用申込書(様式第1号)により申し込むものとする。

(代理店の決定)

第4条 入札に準じ代理店を決定し、申込結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 掲載基準第3条各号に該当する者は代理店になることができない。

3 代理店を決定する場合において、必要があると認めるときは、広告掲載に関し必要な条件を付することができる。

(代理店の責任)

第5条 代理店は要綱、掲載基準、技術基準及び本要領により次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 広告掲載を希望する民間事業主等(以下「広告主」という。)からの広告募集
- (2) 広告主及び広告内容にかかる審査
- (3) 広告掲載に疑義のある場合の事前承認
- (4) 掲載広告に起因する事故に関する対応
- (5) 広告デザイン、原稿作成及び納品
- (6) 広告主からの広告掲載料の徴収
- (7) 広告媒体使用料(以下「使用料」という。)の納付
- (8) 広告取扱実績の報告

2 掲載期間、価格等については、代理店が定めるものとする。

3 広告原稿等は市が指定した日までに市に納品するものとする

- 4 使用料は、4月、7月、10月、1月末までに均等に分割納付し、千円未満の端数は4月末に支払うものとする。
- 5 市が責を負うべき事由により広告を掲載できなかった場合は、使用料還付請求書（様式第3号）により、使用料の返還を請求することができる。ただし、ウェブページにおいては通常のメンテナンス等による閲覧不能を除く。
- 6 実績報告（様式第4号）は、9月、3月の翌月末までに行うものとする。ただし、市が了承した場合には、実績報告を省略することができるものとする。

（広告主の責任）

第6条 広告主は、代理店を通じて広告掲載を行う事ができるものとする。

2 広告主は次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 代理店への広告掲載料の負担
- (2) 広告掲載にかかる事故による損害賠償
- (3) 広告内容及び営む事業にかかる社会的責任の保持
- (4) 代理店との調整及び原稿作成にかかる経費負担

（広告掲載の中止）

第7条 市は次の各号に該当する場合において、代理店と広告主の合意による広告の掲載期間中であっても、広告掲載中止通知書（様式第5号）により、広告の掲載を中止することができる。ただし、発行済みの広報物についてはこの限りでない。

- (1) 代理店又は広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は、事務を停滞させるような行為を行ったとき
- (2) 代理店又は広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき
- (3) 代理店又は広告主及び広告の内容が市若しくは第三者に損害損失を与える、又は、市若しくは第三者の権利財産を侵害していることが判明したとき
- (4) 代理店又は広告主が倒産又は破産したとき
- (5) 代理店の申込に関する書類に虚偽の内容があった場合
- (6) 代理店が市の指定する期限までに使用料の納付又は実績報告を行わなかった場合
- (7) 代理店が裾野市広告掲載要綱に基づき実施する指示に従わない場合
- (8) 代理店が書面により広告の取下げを申し出たとき

2 前項に掲げる広告主又は代理店が責を負うべき事由による掲載中止の場合、広告主は市に対し広告掲載料の返還他の請求をすることができず、代理店は使用料の納付の取り止め及び減額を請求することができないものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、広告媒体の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 10 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 1 月 10 日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

裾野市広報広告媒体使用申込書

令和 年 月 日

裾野市長 あて

所 在 地
名 称
申込者 代表者職氏名
電 話 番 号

裾野市広報広告媒体貸与要領に基づく広告媒体の使用について、次のとおり申し込みます。

使 用 の 期 間	
広 告 媒 体	
使 用 料 金	円

※本申込書は、封印して提出すること。封筒の表面には、案件名、申込者の所在地、名称を明記すること。

様式第2号(第4条関係)

裾野市広報広告媒体申込結果通知書

年 月 日

様

裾野市長 村田 悠

年 月 日付けで申込みのありました裾野市広報広告媒体使用の申込について、次のとおり通知します。

区分	<input type="checkbox"/> 貸与します <input type="checkbox"/> 貸与しません
使用の期間	
広告媒体	
使用料	金 円
貸与しない理由	
その他の	

様式第3号(第5条関係)

裾野市広報広告媒体使用料還付請求書

裾野市長 あて

所 在 地
名 称
申込者 代表者職氏名 ㊞
電 話 番 号

裾野市広報広告媒体貸与要領に基づく広報広告媒体使用料について、次のとおり還付を請求します。

請求金額	金 円	
請求の根拠		
振込金融機関	銀行 金庫 農業協同組合	
	預金種別	1 普通 2 当座
	支店番号	口座番号
	口座名義人(カタカナ)	

様式第4号(第5条関係)

裾野市広報広告媒体使用実績報告書

裾野市長 あて

所 在 地
名 称
申込者 代表者職氏名 印
電 話 番 号

裾野市広報広告媒体貸与要領に基づく使用実績について、次のとおり報告します。

借 用 の 期 間	年 月～	年月の発行又は掲載、掲示	
広告の媒体	広告主	件数	金額
広 報 紙			
市政カレンダー			
ウェブ ページ			

※ 報告欄に記載できない場合は、別紙を添付してください。

様式第5号(第7条関係)

裾野市広告掲載中止通知書

年 月 日

様

裾野市長 村田 悠

裾野市広報広告媒体への掲載について、次のとおり取り消したので通知します。

広 告 主	
取り消し年月日	年 月 日
取り消しの理由	